

全項目評価書の主な変更内容（個人市民税に関する事務）

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

- (1) システム 5 「eLTAX」をシステム 5 「eLTAX 審査システム」とシステム 1 2 「国税連携システム」に分けて記載する。

○変更の理由

本来機能が異なる「eLTAX 審査システム」と「国税連携システム」とを同一の「eLTAX」として記載していたが、記載事項を明確化するため、分けて記載することとする。

eLTAX＝地方税ポータルシステム。地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。一般社団法人地方税電子化協議会が提供。

- (2) システム 1 3 「地方税共通納税システム」を新設

○変更の理由

令和元年 1 0 月に開始される新制度に伴い導入されるシステムを記載する。

・地方税共通納税システム

特別徴収事業所は個人住民税（特別徴収分）を地方税共通納税システムに登録済の口座から直接納付可能となる。

2 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱の委託に「特別徴収に係る給与所得者異動届出書の CSV テキスト化及び RPA による税務システムへの入力」を追加

○変更の理由

令和 3 年 4 月開始を目途に協議中の「RPA による税務情報システムへの自動入力」に係る委託事項を記載する。

・RPA による税務情報システムへの自動入力

給与支払者から紙文書で市に提出される給与所得者異動届出書をスキャナで読み取り、そのデータを専用回線（LGWAN）で委託先に送信する。

委託先は当該データを CSV テキスト化し、RPA により税務システムに入力を行う。

RPA＝ロボティック・プロセス・オートメーション。定型的な作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行するもの。

LGWAN＝総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供。

- (2) 提供先に「地方税共同機構」を追加

○変更の理由

個人が「eLTAX システム」を利用して初めて個人市民税の申告をした際、地方税共同機構（eLTAX システムを運営する地方共同法人）が申告書に記載された個人番号が当該個人の個人番号であることを確認するために、市が地方税共同機構に当該個人の個人番号を一度提供する必要がある（以後の申告では、当該提供された個人番号により確認を行う。）。

(3) 同種の提供先を別紙にまとめる。

○変更の理由

番号法第19条第7号の規定により市長に情報照会できる情報照会者（同法別表第二の第一欄記載。計60件。）について、提供する情報、本人の数及び本人の範囲並びに提供方法及び時期・頻度が共通であることから、評価書に個別に提供先として列記していたものを別紙にまとめ、記載を合理化する。

(4) 千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）による移転先を記載

○変更の理由

番号利用条例第3条第1項の規定により同条例別表の中欄に記載されている事務（16事務）について、記載漏れが発生していたため、別紙にまとめて記載する。

全項目評価書の主な変更内容（固定資産税・都市計画税に関する事務）

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

(1) システム4「eLTAX」を「eLTAX 審査システム」に改める。

○変更の理由

本来機能が異なる「eLTAX」内の複数のシステムを一括して「eLTAX」と記載していたが、記載事項を明確化するため、詳細な内容を記載することとする。

(2) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携を新規に実施する。

○変更の理由

固定資産税の減免に関する事務において納税義務者に係る生活保護実施関係情報を利用することができること定められたため（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20条第1項第5号の改正による。）。

2 特定個人情報ファイルの概要

提供先に「地方税共同機構」を追加

○変更の理由

個人事業主が「eLTAX システム」を利用して初めて固定資産税（償却資産）の申告をした際、地方税共同機構（eLTAX システムを運営する地方共同法人）が申告書に記載された個人番号が当該個人の個人番号であることを確認するために、市が地方税共同機構に当該個人の個人番号を一度提供する必要がある（以後の申告では、当該提供された個人番号により確認を行う。）。

全項目評価書の主な変更内容（介護保険に関する事務）

主旨

厚労省より平成 30 年 12 月 21 日に以下のような事務処理の変更が通知された。

介護保険に係るサービス検索や申請手続について本年度からオンライン化（介護ワンストップサービス）を進めることとされており、要介護認定申請等について、内閣府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用することで、介護保険申請手続の検索・オンライン申請を可能とするもの。

委託先の日本郵便が民間送達サービス事業を受託するにあたり、個人番号が記載された申請書を印刷配送する。

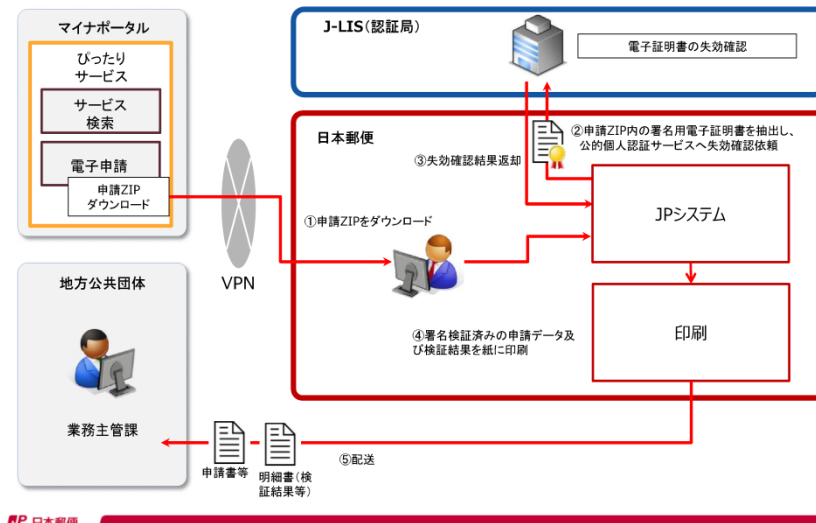
事務処理概要

- (1)要介護・要支援認定申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (2)要介護・要支援更新認定申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (3)要介護・要支援区分変更申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (4)被保険者証・負担割合証の再交付（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (5)高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (6)負担限度額認定申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (7)福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）
- (8)居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出（サービス検索・電子申請機能での受領を含む）

ぴったりサービス運用フロー（Dパターン）

Confidentia
日本郵便株式会社

電子申請データのダウンロード・署名検証・印刷・配送



- (利用者がマイナポータル上で電子申請)
- ①委託先の日本郵便において、申請 ZIP をダウンロードする。
 - ②申請 ZIP 内の署名用電子証明書を認証局に失効確認を依頼する。
 - ③認証局から失効確認結果が返却される。
 - ④署名検証済みの申請情報を印刷する。
 - ⑤保険者に配送する。

評価書変更点

・委託先の追加

日本郵便が提供する電子申請サービス（ぴったりサービス）を導入するにあたって、取り扱う特定個人情報は、保険者の特定個人情報保護評価書の委託に関する記載に変更が必要になります。

・使用するシステムの追加

民間送達サービス事業の利用 ※日本郵便に電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託を行うもの。

スケジュール

- 電子申請書登録予定時期 : 令和元年 9 月頃
- 日本郵便とのテスト開始時期 : 令和元年 12 月頃
- 電子申請開始時期 : 令和 2 年 3 月頃

その他

情報提供ネットワークシステムによる情報連携における情報提供先の追加による所要の改正

- (1) 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の33)
- (2) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の39)
- (3) 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の58)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(別表第2の108)